第1回定例会議事日程(第5号)

- 第 1 議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 議案第23号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第24号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第25号 介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定につい て
- 第 5 陳情第30号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 国特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 介特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 8 療特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第 9 後特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第26号 市道の廃止及び認定について
- 第11 議案第27号 いちき串木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定 について
- 第12 議案第28号 いちき串木野市総合観光案内所条例の制定について
- 第13 議案第29号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 簡水特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第15 公下水特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算に ついて
- 第16 市場特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第17 漁集排特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別 会計予算
- 第18 国宿特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第19 水道予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第20 予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市一般会計予算
- 第21 議案第31号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 第22 議案第32号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いち き串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 第23 議案第33号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 第24 予算議案第10号 平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算(第9号)
- 第25 簡水特予算議案第5号 平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)

- 第26 公下水特予算議案第5号 平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予 算(第4号)
- 第27 療特予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算(第2 号)
- 第28 議案第34号 いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件 の例外適用について
- 第29 議案第35号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第30 議案第36号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第31 議案第37号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第32 議案第38号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第33 議案第39号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第34 議案第40号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第35 議案第41号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第36 議案第42号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第37 議案第43号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第38 議案第44号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第39 議案第45号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第40 議案第46号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第41 議案第47号 いちき串木野市副市長の選任について
- 第42 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第43 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第44 議員定数等調査特別委員会の設置について
- 第45 閉会中の継続審査について
- 第46 閉会中の継続調査について
- 第47 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第5号(3月28日)(月曜)

出	常議員		18名	1													
	1番		尥	〉 崎	幹	夫	君		1	0番	濵	田		尚	君		
	2番		福	届 田	道	代	君		1	1番	東		育	代	君		
	3番		日	中	和	矢	君		1	2番	竹之	と内		勉	君		
	4番		7	石	耕	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君		1	3番	寺	師	和	男	君		
	5番		西中間		義	德	君		1	4番	下证	鱼田	良	信	君		
	6番		中	村	敏	彦	君		1	5番	原		政	敏	君		
	7番		ナ	六六野	_	美	君		1	6番	宇	都	耕	平	君		
		8番	材	董 山	兀	夫	君		1	7番	福	田	清	宏	君		
	9番		西	到府		治	君		1	8番	中	里	純	人	君		
														_			
欠席議員		なし															
			_											_			
職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名																	
局			長	木	下	琢	治	君	主			查	石	· 元	謙	吾	君
補			佐	岡	田	錦	也	君	主			查	岩	• 下	敬	史	君
														_			
説明のため出席した者の職氏名																	
市			長	田	畑	誠	_	君	財	政	課	長	湍	遠	健	士郎	君
副	市		長	石	田	信	_	君									
教	育		長	有	村		孝	君									
総	務	課	長	中	屋	謙	治	君									
政	策	課	長	田	中	和	幸	君									
														_			

平成28年3月28日午前10時00分開議

△開 議

○議長(中里純人君) これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長(中里純人君) まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成28年1月分の例月 出納検査の結果及び監査報告第9号について、それ ぞれ、その写しをお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった平成27年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、 その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1~日程第20

議案第22号~予算議案第1号一 括上程

○議長(中里純人君) それでは、日程第1、議案 第22号から日程第20、予算議案第1号までを一括し て議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

「総務委員長濵田 尚君登壇」

○総務委員長(濵田 尚君) おはようございます。 総務委員会に付託されました議案は、単行議案3 件、陳情2件の計5件であります。

去る3月8日に委員会を開催し、陳情2件を除き 審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と 結果について御報告申し上げます。

まず、議案第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、草良・大河内辺地ほか4辺地の公共的施設の総合整備計画を策定するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、辺地に係る公共的施設の総合整備計画が5年間の期間満了となり、今回新たに平成28年度から平成32年度までの計画を、前回の岩

下・宇都辺地を除く5辺地について策定しようとするものであります。

なお、この計画を策定することにより辺地対策事業債が活用できることとなり、道路等の整備に係る起債対象充当率は100%で、これに対する交付税率は80%であるとのことであります。

審査の中で、前回までに対象とされていた岩下・ 宇都辺地が辺地の適用を受けなくなった要因につい て質したところ、バスの運行回数が往復5回から往 復6回に増えたこと、また、固定資産の評価替えに より辺地の中心地が変更になり、最寄りのバス停ま での距離が短くなったことなどが要因であるとの答 弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第23号いちき串木野市非常勤特別職の 職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定についてであります。

本案は、本年4月から設置される認知症地域支援 推進員及び地域おこし協力隊員について、その報酬 の額を定めるほか、羽島出張所嘱託員の単価の額を 改正しようとするものであります。

説明によりますと、認知症地域支援推進員については、認知症に係る医療又は介護の専門的知識等を有する保健師、看護師等を市来庁舎の地域包括支援センターに配置し、報酬月額を25万円以内と定めるとのことであります。

また、地域おこし協力隊員については、総合観光 案内所に1名、串木野庁舎に2名を配置し、報酬月 額を16万5,000円と定めるとのことであります。

審査の中で、地域おこし協力隊員は市役所庁舎内と総合観光案内所へ配置する計画になっているが、 先進地事例でもあるように、意欲的な者を直接、地域で従事させることはできないかと質したところ、 地域に入って盛り上げることは大事であるが、地域 の応援体制も必要なことから、今後、まちづくり協 議会の皆さんと協議を行いながら、1年間は準備期 間として捉え、前向きに検討していく。まずは、食 のまちの課題、観光資源の課題、移住定住の課題に ついて、それぞれの目標を持たせた形で導入を図り ながら、本市のまちづくりに必要な課題を与え、取 り組んでいく考えであるとの答弁であります。

委員の中から、地域おこし協力隊員が成果を上げていくには経験・知識も必要であるが、地域の方々とのコミュニケーションや同じ目線で行動することが大事だと考える旨の意見や、今後、地方創生の取り組みに際し、本市に有効な情報があったら他市に先駆けてやるべきであり、若い人の意見も取り入れて柔軟に対応できる組織体制も必要である旨の意見が述べられたものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市火災予防条例の 一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、家庭用ガス調理機器であるガスグリドル付こんろがJIS規格に追加されたことを踏まえ、火災予防上の観点から、可燃物との間に設けるべき安全な距離等について規定するとともに、所要の規定の改正を行うものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

先ほど「議案第3号」と言いましたけれども、訂正をさせていただきます。「議案第24号」でございました。失礼をいたしました。

以上で、総務委員会に付託されました平成28年度 関係議案について、陳情2件を除き、審査の経過の 概要と結果についての報告を終ります。

○議長(中里純人君) これから総務委員長の報告 に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第22号辺地に係る公共的施設の総合整 備計画の策定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は可決されました。

○議長(中里純人君) 次に、議案第23号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中里純人君) 次に、議案第24号いちき串 木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に ついて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

〇教育民生委員長(東 育代君) おはようございます。

私ども教育民生委員会に付託されました案件は、 単行議案2件、予算議案4件の計6件であります。 去る3月9日に委員会を開催し、審査が終了しま したので、その審査の経過の概要と結果について、 御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査 を実施したところであります。

まず、議案第25号介護保険法等の一部改正に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定についてであり ます。

本案は、介護保険法等の一部改正に伴い、新たに 創設された地域密着型通所介護の運営基準等につい て改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回、二つの条例を改正しようとするもので、まず一つ目は、第1条として、いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正であります。デイサービス事業の許認可等において、これまで県が行っていたものを、平成28年4月から、1日当たりの利用定員が18人以下の小規模デイサービス事業所は指定地域密着型通所介護事業所とされ、市町村の権限になることから、改正しようとするものであります。

二つ目は、第2条として、いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正であります。要支援1、要支援2の認知症の方々を対象とした指定介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性の確保を図るとともに、利用者が認知症の方々であることから、事業所は第三者で構成する運営推進会議を設置し、6カ月に1回以上、活動状況報告や運営について評価、要望を受けることと規定するもので、あわせて、第1条及び第2条ともに、条文の追加等に伴う文言整理を行おうとするものであります。

審査の中で、改正に伴う利用者への影響及びこれまでの通所介護との違いについて質したところ、指定権限が変わったことによる利用者への影響はないとのことで、介護予防認知症対応型通所介護については、認知のある方しか利用することができず、認知症に限定した通所介護であるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号いちき串木野市家庭的保育事業 等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、 改正しようとするものであります。

説明によりますと、小規模保育事業所A型及びB型並びに保育所型事業所内保育事業所について、配置すべき保育士の数の算定基準を改正するもので、保育士とみなすことができる職種に准看護師を追加しようとするものであります。

また、附則において、小規模保育事業所A型及び 保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例 として、第6条及び第8条で、保育士の数の算定に、 保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認め る者を保育士としてみなすことができると規定しよ うとするものであります。

審査の中で、附則における保育士と同等の知識及 び経験を有すると市長が認める者とはどのような者 を指すのかと質したところ、当該施設で十分な業務 経験を有する方、長らく保育にかかわり、保育士資 格を持っていなくても経験豊富な方、あるいは県が 実施する子育て支援員研修を受けた方など、一定の 経験と知識を有する方が対象になるとの答弁であり ます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市国民健康保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ50億8,088万6,000円と定めようとするもの で、前年度に対し1億1,573万円、率で2.23%の減 であります。また、第2条で一時借入金の最高額を、 第3条では歳出予算の流用について定めようとする ものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度に対し4.65%の減と見込んだ一般被保険者国民健康保険

税のほか、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金が主なるものであります。

歳出においては、平成27年度決算見込みに対し約3%増を見込んだ一般被保険者療養給付費のほか、75歳以上の後期高齢者医療制度への現役世代からの支援金として被保険者数に応じて負担する後期高齢者支援金等、レセプト1件が80万円未満の医療費について国保連合会が過去3カ年の実績や被保険者数などをもとに算定した額を拠出する保険財政共同安定化事業拠出金などが主なるものであります。

審査の中で、平成28年度末の基金残高が3,100万円程度と大幅に減少し、将来的に赤字になるのではと危惧するが、どのような対応を考えているのかと質したところ、医療機関への支払い等の関係もあり、若干の余裕を持って予算を組んでいる。平成30年度から県全体で一つの国保制度となることから、保険税の値上げを含め、平成27年度決算が出た段階で他市の動向も見ながら検討していきたいとの答弁であります。

また、特定健診受診率アップ事業交付金について、地区ごとの受診率の状況を質したところ、平成27年度速報値で、市全体では昨年度を若干下回る58.60%である。交付金交付対象となる60%を超えた地区は、荒川地区の76%を筆頭に、合計6地区になるとの答弁であります。

また、委員から、医療費の抑制について、ジェネリック医薬品推奨による医療費の削減効果が非常に大きいことから、今後も推進に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ35億8,015万7,000円と定めるほか、第2条 で一時借入金の最高額を、第3条で歳出予算の流用 について定めようとするものであります。

さらに、在宅医療・介護連携推進事業における本 市の24時間医療体制について質したところ、在宅医 療・介護連携推進事業はいちき串木野市医師会が3 年ほど前から国の助成金により先行して事業を実施していることから、事業の推進を市医師会にお願いしたいと考えている。また、市脳神経外科センターには訪問看護ステーションがあることから、さらに充実を図りながら、24時間の対応ができる体制づくりに努めていただくようお願いしたいと考えているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市療育事業特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ2,102万円と定めようとするもので、前年 度と比較して57万7,000円の減であります。

説明によりますと、歳入においては、施設利用者を延べ1,536人と見込んでの障害児通所支援事業収入と一般会計繰入金が主なるものであり、歳出においては、職員2人の給料等を計上した人件費のほか、障害児通所支援に係る管理運営費等が主なるものであります。

審査の中で、本市の療育事業に関する施設等の整備について、他市より大分遅れているのではないのかと質したところ、これまでは定員最大30名の市療育園だけであったが、この2年間で二つの医療法人による施設が建設され、相当数の人数を預かれる体制が整ってきた。また、4月以降には、重症の心身障害児や医療が必要な在宅の障害児について、9名まで預けられる施設ができるとのことで、全国でも数カ所しかない施設が本市に建設され、県内で最も充実した地域になってきているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市後期高齢者医療特別会計予算であります。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ4億1,118万3,000円と定めようとするも のであります。

説明によりますと、歳入においては、被保険者数は増加しているものの、基準所得額の減により1.41%の減と見込んだ後期高齢者医療保険料のほか、

低所得者に対する政令減税相当額を県と市で負担する後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が主なるものであります。

一方、歳出においては、後期高齢者医療保険料及 び軽減補填分として一般会計から繰入れた保険基盤 安定繰入金を広域連合へ納付するための後期高齢者 医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

失礼いたしました。ちょっとページを飛んで報告 をしてしまいましたので、再度、報告のし直しをさ せていただきたいと思います。

介特予算議案第1号平成28年度いちき串木野市介 護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ35億8,015万7,000円と定めるほか、第2条 で一時借入金の最高額を、第3条で歳出予算の流用 について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入において、1款保険料は 前年度の当初予算と比較し956万5,000円減、率で 1.43%減の6億6,089万1,000円を計上するほか、国 庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに一般 会計からの繰入金が主なるものであります。

歳出においては、要支援及び要介護の方々に対する保険給付費33億8,750万1,000円のほか、要介護者となるおそれのある者に対し介護予防事業などを行う地域支援事業費が主なるものであります。

審査の中で、好評となっている「ころばん体操」における現在の実施状況及び今後の取り組みについて質したところ、現在、55公民館で実施しており、参加者数は1,253名である。平成28年度は新たに15公民館が立ち上げる予定で、合計で70公民館となる。市全体の3分の2に当たる100公民館を目標にしたいとの答弁であります。

失礼いたしました。そこの部分が飛んでおりました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

〇議長(中里純人君) これから教育民生委員長の

報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第25号介護保険法等の一部改正に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について、討論 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中里純人君) 次に、議案第30号いちき串 木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

〇2番(福田道代君) おはようございます。

議案第30号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに反対し、討論を行います。

現在の小規模保育所A型、B型及び事業所内保育事業に係る保育士の数を、今後、保育士又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすとともに、小規模保育所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の数を、子育て支援員及び幼稚園教諭を活用し、保育資格を有しない者でも、保育士として同等の知識及び経験を有すると市長が認める者は保育士とみなして配置できるように改正をするものですが、この議案につきましては、未来を担う子供たちの保育についてどう考えているかという点では余りにも曖昧にされているのではないでしょうか。

まず、看護師と準看護師とでは経験や資格が違い ますし、子育て支援員や幼稚園教諭は確かに子供に 接する仕事を担ってはおり、経験もあるかもしれま せんが、保育の専門家ではありません。働く親御さんたちが子供を預けて安心して働くためにも、子供たちの育ちや保護者の要求にもっと耳を傾けて、本市では質の高い保育を行うべきだと思います。

全国で潜在の保育士が76万人と言われています。 思い切った処遇改善が行われてこそこの潜在保育士 の活動が行われていくと思います。当市においても、 このような潜在保育士のもっと需要を行って、そし て保育者の要求に応えていくべきだと思い、この議 案には反対いたします。

〇議長(中里純人君) ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中里純人君) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。 〇議長(中里純人君) 次に、国特予算議案第1号 平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予 算について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

〇2番(福田道代君) 国特予算議案第1号平成28 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算については、反対の意見を述べたいと思います。

政府は、2018年度から都道府県に財政運営の主体 責任を移行させる国民健康保険の都道府県化を行う としています。国民健康保険は、ほかの協会けんぽ、 公的医療保険に比べ高齢者や低所得者が多く加入し ているという構造的な問題を抱え、結果的に高過ぎ る保険料や財政悪化となっています。

しかし、本市の市民の暮らしを考えたときに、消費税の8%の増税や年金の引き下げなどで余りにも生活が苦しい状況が続いており、これまで支払えていた国保税が払えない、こんな多くの市民の声が聞こえます。国保加入者の根幹から医療の排除が社会問題ともなっています。これ以上の市民負担はもうやめて、そして国保税の軽減を、市民の人たちの負

担をもっと軽くしていく、そのためにも、なかなか厳しい財政状況ではありますが、一般会計からの繰り入れも含めてやはり今後検討すべきではないでしょうか。

そういう内容でもって本議案には反対いたします。

〇議長(中里純人君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(中里純人君) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。 次に、介特予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市介護保険特別会計予算について、福田道代議員 の発言を許します。

「2番福田道代君登壇]

〇2番(福田道代君) 介特予算議案第1号平成28 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について は、平成27年度、安倍政権による介護保険制度改悪 の影響が含まれる特別会計予算であることから、以 下、反対する理由を申し上げます。

第1の反対理由は、昨年8月から実施された利用者負担2割の対象者は27年8月現在で本市は114人ですが、数はもっと現在増えていると思われますが、介護保険サービスの利用回数を減らすなど、2割負担によって介護を受けられない市民がこれから増加することです。

第2の反対理由は、介護保険施設での食事や部屋 代などの負担を軽減する補足給付の要件の見直しが 昨年8月から実施されたことにより補足給付の対象 外となり、大幅な負担増になりかねず、施設を退所 することが28年度、懸念されることです。

第3の反対の理由は、特養ホームの入所基準が要介護3以上となったため待機者にもなれない要介護2以下の高齢者が直近でも30名を超えています。この問題が28年度も継続されることは、特養ホームの在宅待機者問題の真の解決にはつながりません。

以上の理由から、本特別会計予算に反対をいたします。

〇議長(中里純人君) ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の 方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(中里純人君) 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、療特予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市療育事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、後特予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市後期高齢者医療特別会計予算について、福田道 代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

〇2番(福田道代君) 後特予算議案第1号平成28 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算に ついては、75歳以上の高齢者を後期高齢者として一 つの保険に強制加入させ、医療給付の増加に従って 保険を引き上げていく仕組みが続いており、28年度 も所得割額が以前の9.32%から9.97%に引き上げられたことにより保険料が引き上げられ、本市の後期 高齢者約5,300人に負担増の影響を与える特別会計 であることから、本案に対しましては反対いたしま す。

○議長(中里純人君) ほかにありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の 方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○議長(中里純人君) 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長宇都耕平君登壇]

○産業建設委員長(宇都耕平君) ちょっと長いですけど、我慢してください。

産業建設委員会に付託されました案件は、単行議 案4件、予算議案6件の計10件であります。

去る3月10日、委員会を開催し、審査が終了いた しましたので、その審査の経過の概要と結果につい て御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査 を実施したところであります。

まず、議案第26号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、道路改良に伴い、接続する市道の起点終点の変更が生じる楠原・川上線及び袴田2号線を廃止し、新たに市道認定するための議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、袴田地区からは袴田2号線以外にも 里道を市道にしてほしいとの要望があるのではない かと質したところ、袴田地区には多くの生活道路が あるが、できる範囲で隅切りをし、住宅でない畑な どの部分を拡幅して緊急車両等が入れるようにする など改善に努め、地域とも連絡しながら、安心安全、 利便性の向上を図っていきたいとの答弁であります。

委員の中から、拡幅等を行うことによって市道と しての要件を満たすこととなる生活道路については できるだけ市道にするよう努力してほしい旨の意見 が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第27号いちき串木野市消費生活センタ 一の組織及び運営等に関する条例の制定についてで あります。 本案は、消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織、運営等に関して必要な事項を定めようとするものであります。

審査の中で、公民館長会などの機会を捉えて今回 新たに条例が制定されたことを市民に周知すべきで はないかと質したところ、消費生活相談については これまでも広報紙等を通じてお知らせしてきたが、 今回の条例制定を機に、市民が消費生活で被害に遭 わないように、また消費生活センターを利用しても らえるようさらなる周知に努めたいとの答弁であり ます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号いちき串木野市総合観光案内所 条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市総合観光案内所の完成に 伴い、施設の利用等に関して必要な事項を規定しよ うとするものであります。

説明によりますと、総合観光案内所については、 平成26年度から食の拠点エリア整備事業として進め てきており、本年4月1日にオープンする現在の施 設と同様、休館日は1月1日から3日、開館時間は 午前8時30分から午後5時30分と定めるとのことで あります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、ウッドタウン1棟2戸の完成に伴い、改 正しようとするものであります。

説明によりますと、ウッドタウンは、今回の2戸を含めて平成27年度末で52戸となり、残り4戸を毎年2戸ずつ建設し、平成29年度に56戸で完了するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第1号平成28年度いちき串 木野市簡易水道事業特別会計予算についてでありま す。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ5億5,993万9,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款公営企業収入で、 4地区に係る簡易水道料金1億5,451万7,000円の計 上であります。

次に、歳出についてであります。1款簡易水道事業費の主なるものは、羽島小ヶ倉水源地改修事業、中央地区基幹改良事業などであります。なお、簡易水道については平成28年度末に上水道に統合するとのことであります。

審査の中で、上水道へ統合することでどのような メリットがあるのかを質したところ、メリットとし ては、一元化することにより、経営の効率化や運営 基盤の強化が図られる。また、デメリットは、企業 会計は独立採算であるため、特別会計のように不足 分を一般会計から繰り入れることはできないことで あるとの答弁であります。

また、統合により水道料金の改定が必要になるのかと質したところ、給水人口が減っていることや、施設の老朽化対策などで維持管理費が大きくなってくることから、統合するしないにかかわらず今後の使用料の改定は必要となるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第1号平成28年度いちき 串木野市公共下水道事業特別会計予算についてであ ります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ7億527万5,000円と定めるほか、第2条で 地方債、第3条で一時借入金の最高額について定め ようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは1款事業収入で、公共 下水道使用料1億9,013万5,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。1款総務費の主なるものは、消費税及び地方消費税1,725万3,000円の計上、2款事業費の主なるものは、串木野クリーンセンター長寿命化事業費1,710万円、新港ターミナル付近の汚水枝線管渠築造工事に係る事業費850万円の計上、3款公債費は起債借り入れに係る償還

元金及び利子 5 億2,712万7,000円の計上であります。 審査の中で、供用開始区域内の未接続世帯数について質したところ、平成26年度末において供用開始 区域内の5,082世帯のうち622世帯が未接続であるとの答弁であります。

委員の中から、住環境を整えるために、未接続世帯に対してはつないでもらうよう声をかけてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号平成28年度いちき串 木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであ ります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ71万4,000円と定めようとするものであり ます。歳入は繰入金の計上で、歳出は総務費で、非 常施設に係る維持管理経費が主なるものであります。

説明によりますと、串木野青果株式会社において、 農産物生産者の減、個人消費の低迷、流通形態の変 化など厳しい環境の中で努力されているが、平成26 年度末で資本金の2,000万円が2万円余りとなって いる。また、市場の使用料については、昨年度に引 き続いて申請に基づき減免するとのことであります。

委員の中から、平成27年度で建物に係る市債の元 利償還が終了することもあり、公設市場が存続でき るような支援策を検討してほしい旨の意見が述べら れたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成28年度いちき 串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算に ついてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ1,582万1,000円と定めるほか、第2条で一 時借入金の最高額について定めようとするものであ ります。

まず、歳入の主なるものは、1款事業収入で、月 120件、延べ1,440件を見込んだ下水道使用料503万 7,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。1款漁業集落排

水事業費は、処理場やマンホールポンプ等の維持管理に要する経費563万6,000円の計上、2款公債費は起債借り入れに係る償還元金及び利子1,018万5,000円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第1号平成28年度いちき串 木野市国民宿舎特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ630万6,000円と定めるほか、第2条で一時 借入金の最高額について定めようとするものであり ます。

まず、歳入は、2款繰入金で、一般会計からの繰入金430万5,000円の計上、3款諸収入で、吹上浜荘及び温泉センターに係る指定管理者納付金200万円の計上が主なるものであります。

次に、歳出についてであります。1款国民宿舎事業費は吹上浜荘のエレベーター修繕に係る経費の計上、2款温泉施設事業費は修繕等に係る経費の計上であります。

審査の中で、今回から吹上浜荘と温泉センターの 2施設分だけが計上されているが、串木野さのさ荘 に関する経費はこの特別会計では計上されないのか と質したところ、串木野さのさ荘は普通財産となっ たことから、貸付期間において災害等により保険の 対象となった場合に一般会計の財産管理費で対応す るとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市水道事業会計予算についてであります。

水道事業については、平成28年度の業務予定量を 給水戸数8,307戸、年間総給水量298万立方メートル と見込んでおります。

まず、収益的収入の主なるものは、1款水道事業収益で、水道料金及び加入金4億518万1,000円の計上であります。

次に、収益的支出についてであります。1款水道 事業費用の主なるものは1項1目原浄配給水費で、 上水道施設維持点検業務委託料1,655万2,000円の計 上、2項1目支払利息及び諸費は施設整備費として借り入れた企業債の利息5,741万5,000円の計上であります。

次に、資本的収入の主なるものは、水道事業建設 企業債4,000万円の計上であります。

次に、資本的支出についてであります。1款1項 建設改良費は、麓地区の配水管布設等に要する事業 費7,878万円の計上が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長(中里純人君) これから産業建設委員長の 報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第26号市道の廃止及び認定について、 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

○議長(中里純人君) 次に、議案第27号いちき串 木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する 条例の制定について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第28号いちき串木野市総合観光案内所 条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一 部を改正する条例の制定について、討論はありませ んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、簡水特予算議案第1号平成28年度いちき串 木野市簡易水道事業特別会計予算について、討論は ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、公下水特予算議案第1号平成28年度いちき 串木野市公共下水道事業特別会計予算について、討 論はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、市場特予算議案第1号平成28年度いちき串 木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討 論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、漁集排特予算議案第1号平成28年度いちき 串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算に ついて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、国宿特予算議案第1号平成28年度いちき串 木野市国民宿舎特別会計予算について、討論はあり ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、水道予算議案第1号平成28年度いちき串木 野市水道事業会計予算について、討論はありません か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

[予算審查特別委員長中村敏彦君登壇]

〇予算審査特別委員長(中村敏彦君) 私ども予算 審査特別委員会に付託されました案件は予算議案1 件であります。

去る3月7日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月14日、16日、17日及び18日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち現地調査を実施したところで あります。

予算議案第1号平成28年度いちき串木野市一般会計予算については、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,000万円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額、第4条で歳出予算の流用について定めようとするもので、前年度当初予算と比較すると2億8,900万円、率で1.9%の減となっております。

なお、本年度の予算については、合併後11年目を 迎え、新たな10年につながる次の一歩を踏み出すた め、まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョ ンに盛り込まれた施策を重点的に取り込んだ予算で、あわせて普通交付税の段階的縮減が始まる中、第3次行政改革大綱の着実な実行と公共施設の老朽化対策、合併特例債等の活用による将来を見据えた社会基盤の整備を進めるとのことであります。

それではまず、歳入の主なるものについて申し上げます。1款市税は、前年度に対し、個人市民税においては納税義務者の減少による減と、法人市民税においては前年度実績等を勘案し、製造業で事業の伸びを見込んでの増であります。また、固定資産税は、土地については市街地地域の下落修正を行い減となりますが、家屋においては新増築家屋の増を見込んでの増額であります。軽自動車税は税制改正による増であります。

次に、9款地方交付税は、特別交付税において前年度と同額を見込み、普通交付税は前年度比3億7,400万円、8.2%減の41億9,400万円を計上、減額の主な要因としては、国勢調査による人口減が大きく影響をしているとのことであります。

次に、16款寄附金は、ふるさと納税寄附金3億5,000万円の計上であります。

次に、20款市債は、前年度と比較して1億8,086 万6,000円の減であります。

なお、平成28年度は合併特例債の活用を8億800 万円とし、これまでの累計では56億6,420万円の活 用となり、活用率68.8%とのことであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

まず、2款総務費においては、職員の資質向上を 図るための職員研修派遣事業、新規事業として市の 特産品PRや産業振興を図るふるさと納税推進事業 のほか、地域おこし協力隊活動費、野平交流センタ 一整備事業などが計上されております。

審査の中で、野平交流センター建設予定地は堤防より低い場所にあり、今後、避難場所になる可能性を踏まえると土地のかさ上げが必要ではないかと質したところ、建設予定地については、地元の方々の意向を踏まえ、利便性を考慮して決定した。土地のかさ上げについては造成の段階で施工する考えであるとの答弁であります。

また、委員の中から、職員派遣研修事業について、

必要な知識等を習得し、資質向上を図ることは理解するものの、その職員が職場に戻った後、学んだ研修が活かせる受け入れ体制の構築に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費においては、障害者総合支援法 介護給付等事業や児童手当給付費、生活保護扶助費、 介護保険特別会計繰出金などのほか、平成28年4月 に開園する認定こども園2園を含む市内8園の保育 施設等に対する保育施設等給付費などが計上されて おります。

審査の中で、生活保護費の医療扶助が年々増加傾向にあるが、どのように対応していくのかと質したところ、保護世帯には休日診療やはしご診療の抑制を指導している。あわせて、ジェネリック医薬品の推進にも積極的に努めており、今後とも市医師会と連携を図りながら対応していきたいとの答弁であります。

次に、4款衛生費においては、最終処分場建設事業費、子ども医療費助成事業、予防接種等事業、救急医療施設運営費補助事業のほか、串木野健康増進センター空調設備改修事業、平成28年6月申請分まで特例期間の上乗せ補助を行う合併処理浄化槽設置整備補助金などが計上されております。

委員の中から、平成28年6月申請分までの特例期間限定の上乗せ補助が終了となる合併処理浄化槽設置整備補助金について、整備済み戸数が60%弱の進捗状況にあることから、住民ニーズに対応するため、上乗せ補助の延長を求める旨の意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費においては、農業費で中 山間地域等直接支払交付金や青年就農給付金のほか、 新規事業として、果樹の共同生産を行う組合に対し、 果樹チッパー等の施設整備の一部を補助する農業農 村活性化推進施設等整備事業補助金などが計上され ております。

委員の中から、6次産業化を進めるに当たっては、 豚みそやサワーポメロのジュースなどを開発・販売 している市来農芸高校や神村学園の生徒など、若い 人たちと連携しながら、さらなる情報発信等に努め てほしい旨の意見が述べられたのであります。 また、林業費では、野元保安林管理用道路改修事業、水産業費では、市来町漁協が魚食普及等を図るため、市来えびす市場の食堂施設増設に対する種子島周辺漁業対策事業補助金などの新規事業が計上されております。

次に、7款商工費においては、新規事業として、明治維新150周年を見据え、誘客イベントを開催する薩摩藩英国留学生記念館誘客イベント事業のほか、総合観光案内所の管理に要する経費などが計上されております。

説明において、いきいきバスの運行については、 利用者の利便性の向上を図るため、本年4月1日より羽島・荒川線の運行ルートを土川交流センターまで延長、木原墓地線については、南洲整形外科病院と神村学園前を経由するなど、運行ルートの一部変更を予定しているとのことであります。

次に、8款土木費においては、前年度に引き続き、 麓土地区画整理事業やウッドタウン住宅建設事業を 実施するほか、新規事業として、市道の修繕等の必 要性を調査する市道路面性状調査事業や、昨年、台 風の被害に遭った屋根や外壁の改修を行うひばりが 丘団地改修事業などが計上されております。

委員の中から、都心平江線等の大規模な事業を進めていく際は、完成予想図ができた段階で早目に議会に事業内容等を説明するとともに、交通量調査等による裏づけを整理して、事業内容、目的、必要性等について市民への説明責任が果たせるようにしておくべきである旨の意見が述べられたのであります。

次に、9款消防費においては、消防署に配備されている救助工作車及び指揮広報車の更新に伴う消防施設整備事業のほか、消防署及び消防分団の消防ホースの購入、消防職員専門教育事業などが計上されております。

委員の中から、自主防災組織によっては防災訓練等で活用するために配付した資機材が使用されていない状況が見受けられる。市の指導で活用を促してほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、10款教育費においては、学校パソコン整備 事業、生冠中学校グラウンド改修事業、長崎鼻プー ル改修事業、要保護及び準要保護児童生徒援助費の ほか、新規事業として小・中学校及び幼稚園の空調 設備整備調査費、アクアホールの観覧席等の修繕費、 鹿児島国民体育大会準備経費などが計上されており ます。

審査の中で、昨年から事業を進められている小中 一貫校推進事業の取り組み状況に等について質した ところ、羽島中学校区と生冠中学校区の2カ所をモ デル中学校区に設定し、連携型の教育を目指し進め ており、実際に中学校の英語教諭が小学校で外国語 の授業をしたり、PTAや家庭教育学級等を実態に 応じて合同で実施したりと、少しずつ取り組みを進 めている。また、小中一貫教育導入の大きな目的の 一つに、子供の不登校問題の要因の一つである中1 ギャップの解消を目指す狙いがあるとの答弁であり まず

また委員から、学校パソコン整備におけるリース 期間の5年について、整備費用が多額であることか ら、少しでもリース期間を延ばし、経費節減に努め てほしい旨の意見が述べられたのであります。

また、不登校への対応については、家庭と学校と の連携を深め、真剣に取り組んでほしいこと、さら には不登校児童生徒を持つ親への支援が重要である ことから、市教育支援センター機能の充実を求める 旨の意見が述べられたのであります。

次に、11款災害復旧費は、昨年12月の豪雨災害に 係る過年分の災害復旧費を含めての計上であります。

次に、12款公債費20億1,376万8,000円は、前年度 と比較して8,536万6,000円の減であります。

以上が歳入歳出の主なものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可 決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長(中里純人君) これから予算審査特別委員 長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。 これから討論・採決に入ります。 予算議案第1号平成28年度いちき串木野市一般会 計予算について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番(福田道代君) 予算議案第1号平成28年度 いちき串木野市一般会計予算中、以下、反対する主 な理由を申し上げます。

歳出、2款総務費2項徴税費2目賦課費中、社会保障・税番号制度システム整備費が440万円、同じく総務費2項徴税費3目徴収費、社会保障・税番号制度システム整備費520万円、同じく総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業273万7,000円、これらはいずれもマイナンバー制度に関する予算となっております。

平成28年1月から個人番号の運用が開始をされています。しかし、一方では、いまだに通知カードが届いていない市民がいること、また、個人カードの普及拡大は、カードの紛失や、個人に番号を見られたりすることによって特定個人情報の漏えいの危険が高まることから、憲法の保障しているプライバシーを侵害しており違憲であることから、反対いたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、 ②臨時福祉給付金3,315万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金3,000万円、臨時福祉給付金は6,550人を対象に1人当たり3,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金は障害・遺族基礎年金等を受給している約450人に対し1人当たり3万円を支給するものですが、これらの給付金は平成29年度4月からの消費税を10%に引き上げることを前提にした措置であり、今、全国的にも、消費税8%によって市民生活は大変苦しくなっているというのが圧倒的となっています。消費税引き上げを中止すべきと考えることから、この予算に反対をいたします。

○議長(中里純人君) ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中里純人君) 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第21~日程第43

議案第31号~議案第49号一括上 程

○議長(中里純人君) 次に、日程第21、議案31号 から日程第43、議案第49号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長(田畑誠一君) 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第32号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特別職報酬等については、去る2月9日に特別職報酬等審議会の答申を得ましたので、その答申を尊重し、12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ1.025月分とし、平成27年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。これにより年間の期末手当の支給率は3.1月分となり、平成28年度からは今回引き上げ分を6月と12月に均等配分するものであります。

議案第33号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院の給与改定に関する勧告による一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給料表等の改正を行うとともに、地方公務員法の改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第1に、本市職員の給料月額の給料表を平均0.4%引き上げるもので、平成27年4月1日から適用しようとするものであります。第2に、勤勉手当の改正であります。12月の勤勉手当

の支給割合を0.1月分引き上げ0.85月分とし、平成27年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。これにより年間の勤勉手当の支給率は1.6月分となり、平成28年度からは今回引き上げ分を6月と12月に均等配分するものであります。

これらの改正に伴う影響額は、共済費を含めて一般職員分1,397万9,000円、議会議員、市長、副市長及び教育長分で42万2,000円の合計1,440万1,000円となる見込みであります。

次に、予算議案第10号平成27年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第9号)について説明を申し上 げます。

今回の補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ1億927万円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ173億7,684万4,000 円とするほか、繰越明許費の補正であります。

補正の内容は、歳出において、議案第31号、第32 号及び第33号等に係る給与費を各款にわたり調整するとともに、特別会計への繰出金を追加するほか、 国の補正予算による地方創生加速化交付金の対象事 業決定に伴う空き店舗活用留学生等居住支援事業の 計上及び海外販路開拓支援事業の追加、ふるさと納 税推進経費の追加であります。これに伴い、歳入は 13款国庫支出金で地方創生加速化交付金の計上、16 款寄附金でふるさと納税寄附金の追加、17款繰入金 で財政調整基金繰入金を追加するものであります。

第2条繰越明許費の補正は、空き店舗活用留学生 等居住支援事業、海外販路開拓支援事業及び個人番 号カード交付事業を追加し、翌年度に繰り越して執 行するものであります。

次に、簡水特予算議案第5号平成27年度いちき串 木野市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)に ついて説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,991万7,000円 とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款簡易水道事業費で職員2人分の給与改定に伴う給与費の追加であります。歳入は、3款繰入金で、一般会計繰入金の

追加であります。

次に、公下水特予算議案第5号平成27年度いちき 串木野市公共下水道事業特別会計補正予算(第4 号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,439万2,000円 とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び2 款事業費で、職員5人分の給与改定に伴う給与費の 追加であります。歳入は4款繰入金で、一般会計繰 入金の追加であります。

次に療特予算議案第3号平成27年度いちき串木野 市療育事業特別会計補正予算(第2号)について説 明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,127万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費で、職員2人分の給与改定に伴う給与費の追加であります。 歳入は2款繰入金で、一般会計繰入金の追加であります。

議案第34号いちき串木野市農業委員会委員の任命 に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用につい てであります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本年4月から市長が市議会の同意を得て農業委員会委員を任命する方式に変更されました。委員の任命に当たっては、認定農業者数が委員の過半数を下回っている場合、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を得て委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることができるとされております。本市の認定農業者数は国の定める基準を下回っていることから、本規定を適用することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第35号から議案第46号までは、いちき串木野 市農業委員会委員の任命についてであります。

委員の選考に当たっては、農業委員会委員選考委

員会を設置し、人格、識見はもとより、職務に対する意欲や地域での活動実績、本人の農業経営状況などさまざまな観点から検討した結果、それぞれ農業委員会委員として任命しようとするものであります。任命しようとする者の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め、任命しようとするものであります。

議案第47号いちき串木野市副市長の選任について であります。

本市の副市長である石田信一氏が本年3月31日をもって任期満了となります。後任に中屋謙治氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。中屋謙治氏の履歴概要は、別紙のとおり、昭和54年4月、旧串木野市職員として採用されて以来、37年にわたり本市職員として在職し、その間、総務課長、議会事務局長、自治振興課長、財政課長などの職を経て、平成26年4月、総務課長に着任して現在に至っております。これまでの行政経験から、識見に富み、副市長として適任と認め、選任しようとするものであります。

議案第48号及び議案第49号人権擁護委員候補者の 推薦についてであります。

本市の人権擁護委員の東節代氏と藤崎和代氏が本年6月30日をもって任期満了となります。後任の人権擁護委員候補者として福永礼子氏及び臼井京子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、 議決及び御同意してくださいますようお願いを申し 上げます。

○議長(中里純人君) これから質疑に入ります。 まず、議案第31号いちき串木野市議会議員の議員 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○14番(下迫田良信君) 今回の改定によってラスパイレスの指数はどのように変化していくのでしょうか。そして、本市の納税者の年代別に対して平均的な年俸を把握されておられるのか、お伺いをいたします。

〇総務課長(中屋謙治君) お答えいたします。

まず、1点目のラスパイレス指数でございますが、 直近の数字といたしましては、27年4月時点で97.6 という数字でございます。今回の改定につきまして は、国の人事院勧告、国の改定に準じる措置という ことで、国と同様に市の職員も改正をされますので、 指数については大きな変化は出てこないものという ふうに考えております。

それから、市内の職場の給与状況につきましては、 具体的な数字を持ち合わせておりません。国のほう で人事院勧告、1万2,000社余りを調査したその数 値をもとに勧告がなされている、そういうことでご ざいます。

○14番(下迫田良信君) 本市の納税者の年代別の 平均的な年俸ぐらいは市当局としてもやはり押さえ ておきながら市政全般を見る必要があろうかと思っ て質疑をしたところです。

それと、この人事院勧告は大都市周辺の大企業や 中企業等が対象であり、本市とはかけ離れていると いう思いもいたしておりますが、どのように受けと めて提案をされたのかということと、今回の改定で 官民格差が一層拡大すると私は懸念をいたしており ますけれども、そのために市政運営に影響はないも のかお伺いいたします。

〇総務課長(中屋謙治君) まず、人事院勧告でご ざいますが、これにつきましては、全国の50人以上 という、こういう事業所を対象に調査がなされておるところでございます。それと、都市部と地方部では格差があるのではないか、このような御意見かと思いますが、都市部におきましては、本給とは別に地域給というのが出されております。東京におきまして20%という、こういうことで加算がされております。そういうことで、地方部と都市部の格差というのは反映されておる、このように考えております。 〇14番(下迫田良信君) 本市の給与体系が市内の事業所に劣るものではないと認識をいたしておりますが、人勧に準じなくて本市独自の給与体系で健全財政を構築すべきという考え方もあるんですが、い

それと、納税者の気持ちを推しはかりますと、官 民格差が一層広がっていくことが懸念をされており ますが、民間は自助努力を重ねながら所得を上げる 方法も一つでありますけれども、官として、行政と して、この格差をどういうふうに縮めようという思 いをされているのか、そのあたりをお伺いをいたし ます。

かがでしょうか。

〇総務課長(中屋謙治君) 官民格差というお話で ございますが、この人事院勧告制度そのものが、い わゆる官民の格差をもとに、その差を是正すべく勧 告される、そういうものであると思っております。

それと、本市独自で給与実態を調査をして、そして民間の給与水準に合わすべきではないか、このような御意見であろうかと思いますが、これにつきましては、本市独自でとなりますというとかなりの作業量が出てまいりますし、それと、事業体の調査票といいましょうか、個体数がそこまで正確に反映できないであろうということで、全国的に各市町村、人事院勧告に準じる、このような取り扱いがなされておるところでございます。

○議長(中里純人君) ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) ほかに質疑なしと認めます。 次に、予算議案第10号平成27年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第9号)について、質疑はあり ませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第5号平成27年度いちき串 木野市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)に ついて、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第5号平成27年度いちき 串木野市公共下水道事業特別会計補正予算(第4 号)について、質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第3号平成27年度いちき串木 野市療育事業特別会計補正予算(第2号)について、 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号いちき串木野市農業委員会委員 の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用 について、質疑はありませんか。

O16番(宇都耕平君) ちょっとお伺いしますけれ ども、公募のときは認定農家 7名という形で出ておったんですよね。それで、恐らくいろいろと選定で、これは市長権限でできるという形で、3名の方が認 定農家という形でここの中に選定されたわけですけれども、基準としては、私ももうすぐ70歳になりますけど、この項を見ますとみんな60歳以上の方又はベテランで、それぞれの形で識見があられるということで推薦を受けてここの12名になっておるんですけれども、市長としては、もう少し若い認定農家の方もおられたと思うんです。そういう方々も選定に上がらなかったのかなと。そこはどのような形でこのような形になったか、内容をちょっと説明していただきたいと思います。

○総務課長(中屋謙治君) お答えをいたします。

今回の選定に当たりましては、先ほど全協でも報告いたしましたとおり、農業委員会委員選考委員会という副市長を長とする委員会を設置して選定をいたしております。人格、識見をはじめ農業委員としてのあくまでも適格性をもとに評価をしたということでございます。年齢的には、確かにおっしゃいま

すように、60代が8名、それから70代が4名という ことで、平均年齢67.7歳という、こういう年齢にな るようでございますが、ちなみに、これまでの委員 構成、平均年齢からしますというと1歳余り若いと いう、こういう状況でもあるようでございます。

それと、認定農業者の関係でございますが、これも先ほど全協のほうで報告いたしましたとおり、国の定める基準というのがございます。委員定数の8倍を下回っている場合については、認定農業者及びこれらに準ずる者で委員を構成してよろしいという、こういうことがございます。本市の場合で委員定数の8倍が96名、そして、これに対します本市の認定者数というのは39名であるようでございます。こういう状況から、適用除外、すなわち認定者が過半数に達しなくてもよろしいという、こういうことで、今回の人事につきましては、繰り返しになりますが、あくまでも人格、識見をはじめとする農業委員としての適格性、これをもとに選定をしたということで御理解をいただきたいと思います。

- **○議長(中里純人君)** ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(中里純人君) ほかに質疑なしと認めます。 次に、議案第35号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。 次に、議案第36号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号いちき串木野市農業委員の任命について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号いちき串木野市農業委員の任命 について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号いちき串木野市副市長の選任について、質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 質疑なしと認め、これで質 疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第31号から議案第49号までにつきましては、会議規則第37号第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第49号までについては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第31号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、下迫田良信議員の発言を許します。

「14番下迫田良信君登壇】

○14番(下迫田良信君) 私は、議案第31号について、反対の立場で討論をいたします。

長引く景気低迷の中で市民生活は大変厳しいものがあると推察をいたしております。今回の改定は0.05カ月増であり、その影響額は29万5,000円でありますが、市民感情を考慮いたしますと、いま一つ気が引ける思いであります。

本市の厳しい財政状況や、先日発表された鹿児島 県市町村所得では、本市は昨年より減少し、1人当 たりの所得も43市町村のうち落ち込んだ7市町村の 1市である状況であります。この1人当たりの所得 は個人給与や実収入額ではないものの、一つの指標 として謙虚に受けとめ、盛り返さなければならない という思いを強くするものであります。

このような状況の中で、市民及び納税者の気持ちを一番理解し、受けとめなければならない議会がみずからの手当を引き上げるということは、今後、景気回復が見込まれ、市民生活が向上したときでも遅くはないと判断するものであります。

報酬審議会の御尽力には敬意を表しますが、みず からが市民の痛みを共有することが肝要であり、今 回の改正に反対をして、討論といたします。

議員皆様方の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(中里純人君) 次に、福田道代議員の発言 を許します。

[2番福田道代君登壇]

〇2番(福田道代君) 議案第31号いちき串木野市 市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定についての議案に反対 し、討論を行います。

これは本市の議員の期末手当の支給割合をこれまでより引き上げる内容の議案となっておりますが、2014年4月の消費税8%への増税が全国的に家計消費の深刻な落ち込みを引き起こしています。本市でも、爪に火をともすような市民の暮らし、また商店の品物は動きません。

先日、鹿児島市の共産党市議団が市民アンケート 調査を行った結果を聞きますと、75%の方々が生活 が苦しくなったと回答し、その要因についても、約 50%が国保税や後期高齢者医療の保険料の負担を挙 げておられました。

これまでの年金の引き下げなどに加えて、本市では昨年8月の台風、今年1月の大雪など自然災害に見舞われ、その被害などが市民の暮らしを一層厳しいものにしています。これから先、消費税が10%に引き上げられようとする、そんな市民の暮らしが大変なときに議員の期末手当の引き上げなどやはりすべきではありません。本市のこれからの財政が大変だからと、28年から32年までの財政改善の見直しも行ったではありませんか。そんな本市の財政状況がありながら、市民に寄り添う、このような市民の暮らしを守る立場の私ども議員が市民の納めた税金をやはり給与のために使うこと、このことは今、少し早過ぎるのではないでしょうか。市民が安心してこのまちで暮らすためにこそこのようなお金は使うべきではないでしょうか。

よって、この議案に対しては反対の討論をいたします。議員の皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中里純人君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(中里純人君) 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第32号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

〇2番(福田道代君) 議案第32号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案に反対し、討論を行います。

まず、特別職報酬などにつきましては、2月9日、特別職報酬等審議会の答申を得られたもので、期末 手当で0.05カ月分引き上げられようとするものですが、しかし、市民の状況は、先ほどの第31号でも述べましたが、消費税の増税8%が大きく家計の負担になっております。そして、その中でやはり市民の暮らしは一刻一刻厳しいものとなっている。

今日の南日本新聞によりますと、消費税の10%増税は67%の方々が反対をしているような状況もございます。これは共同通信が26、27日に行った調査の反映だということですが、そういう中で、やはり鹿児島市の共産党の市議団が行ったアンケートの中でも見られますように、厳しくなった市民の暮らしは、国保税50%、そして後期高齢者の保険料の負担50%がその要因として挙げられております。また、この上に年金の引き下げなどによって、本市では昨年の8月の台風、今年1月の大雪など自然災害に見舞われ、その被害などが市民の暮らしを一層厳しいものにしておりますし、また、このいちき串木野市としても大変な被害をこうむっております。

このような大変な状況の中で、やはり今、特別職

の期末手当の支給引き上げはもう一度踏みとどまって、そして、市民の皆さん方の声をきちんと受けとめていく、そのような状況ではないでしょうか。市民の暮らしが大変なときに、やはり防波堤の役割をしていくのが地方自治体の仕事だと思います。市民が安心してこのまちで暮らしていくためにこそ市民の納めたお金、税金は使うべきだと思っております。よって、この議案に対しては反対の討論を行います。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

〇議長(中里純人君) ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中里純人君) 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第33号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、下 迫田良信議員の発言を許します。

[14番下迫田良信君登壇]

〇14番(下迫田良信君) 議案第33号について、反対の立場で討論をいたします。

市民生活は長引く不況と消費税10%を控え、定率 減税はあるというものの、収入は変わらず、支出だ けが増大する大変厳しい経済環境が待ち構えている と推測をいたしております。今、納税者は年俸300 万から400万という方も多く、景気回復を大いに望 んでいる状況であります。今回の人事院勧告は大都 市周辺の大企業等が対象であり、これに準じて制定 されれば、官民格差はさらに拡大するものでありま す。

本市は自主財源も乏しく、加えて交付税も合併算定替が終了し、五、六億円の縮減が試算をされ、増大する人件費を含めた義務的経費は高どまりになり、財政の硬直化が危惧されるところであります。民間事業所の経営は厳しさが増すばかりであり、その対策として、無駄な経費は極力削減し、それでも追い

つかないときは人件費を抑制するなど、自助努力を 重ねながら納税義務を果たしております。先ほどの ラスパイレス指数も遜色はなく、景気低迷の中で市 職員だけが別世界であるということはいかがなもの でしょうか。

もちろん市職員も市民であります。このように厳 しい財政状況や社会環境を考慮しますと、今回の勧 告を見送る勇気も必要であり、議員皆様方の賢明な 御判断と寛容な精神をもって同調してくださいます ことを切にお願いを申し上げまして、反対討論とい たします。

〇議長(中里純人君) ほかにありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中里純人君) 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、予算議案第10号平成27年度いちき串木野市 一般会計補正予算(第9号)について、討論はあり ませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、簡水特予算議案第5号平成27年度いちき串 木野市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)に ついて、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、公下水特予算議案第5号平成27年度いちき 串木野市公共下水道事業特別会計補正予算(第4 号)について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、療特予算議案第3号平成27年度いちき串木 野市療育事業特別会計補正予算(第2号)について、 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後 1時10分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時10分

○議長(中里純人君) 休憩前に引き続き、会議を 開きます。

次に、議案第34号いちき串木野市農業委員会委員 の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用 について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は可決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第35号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま す。

本案は同意することに御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されまし た。

次に、議案第36号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま す。

本案は同意することに御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は同意することに決定されまし

次に、議案第37号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案は同意することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されまし

次に、議案第38号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案は同意することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 ○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

た。

次に、議案第39号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案は同意することに御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されまし た。

次に、議案第40号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案は同意することに御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されまし

次に、議案第41号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案は同意することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されまし

次に、議案第42号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案は同意することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

したがって、本案は同意することに決定されまし
したがって、本案は同意することに決定されまし

た。

次に、議案第43号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第44号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第45号いちき串木野市農業委員の任命について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第46号いちき串木野市農業委員の任命 について、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は同意することに決定されまし た。

次に、議案第47号いちき串木野市副市長の選任について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(中里純人君) ただいまの出席議員は17名 です。

投票用紙を配付させます。

「投票用紙配付]

○議長(中里純人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

したがって、本案は同意することに決定されまし **〇議長(中里純人君)** 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は 「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票 用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 松崎幹夫議員

2番 福田道代議員

3番 田中和矢議員

4番 平石耕二議員

5番 西中間 義 徳 議員

6番 中村敏彦議員

7番 大六野 一 美 議員

8番 楮 山 四 夫 議員

9番 西別府 治 議員

10番 濵田 尚議員

東 育代議員 11番

12番 竹之内 勉 議員

寺 師 和 男 13番 議員

下迫田 良 信 議員 14番

15番 原 口 政 敏 議員

16番 宇都耕平議員

福 田 清 宏 議員 17番

○議長(中里純人君) 投票漏れはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

〇議長(中里純人君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中 1番 村敏彦議員、大六野一美議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

「開票・点検〕

〇議長(中里純人君) 投票の結果を報告します。

投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 15票

反対 2票です。

以上のとおり替成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。 次に、議案第48号人権擁護委員候補者の推薦につ いて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決しま

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

「議場閉鎖〕

○議長(中里純人君) ただいまの出席議員は17人 です。

投票用紙を配付させます。

「投票用紙配付】

○議長(中里純人君) 投票用紙の配付漏れはあり ませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

「投票箱確認」

〇議長(中里純人君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は 「反対」と記載してください。

投票中、替否を表明しない投票及び替否の明らか でない投票は、会議規則第73条第2項の規定により 否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票 用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

松崎幹夫議員

福田道代議員 2番

3番 田中和矢議員

平石耕二議員 4番

西中間 義 徳 議員 5番

中村敏彦議員 6番

大六野 一 美 議員 7番

8番 楮 山 四 夫 議員

9番 西別府 治 議員

尚 議員 東 育代議員 11番

濵 田

10番

竹之内 勉 議員 12番

13番 寺 師 和 男 議員

14番 下迫田 良 信 議員

15番 原 口 政 敏 議員

宇 都 耕 平 議員 16番

17番 福田清宏議員

○議長(中里純人君) 投票漏れはありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中里純人君) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

〇議長(中里純人君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に楮 山四夫議員、西別府 治議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

「開票・点検〕

〇議長(中里純人君) 投票の結果を報告します。

投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 14票

反対 3票です。

以上のとおり替成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。 次に、議案第49号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(中里純人君) ただいまの出席議員は17人です。

投票用紙を配付させます。

「投票用紙配付〕

○議長(中里純人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中里純人君) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

〇議長(中里純人君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により 否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票 用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 松崎幹夫議員

2番 福田道代議員

3番 田中和矢議員

4番 平石耕二議員

5番 西中間 義 德 議員

6番 中村敏彦議員

7番 大六野 一 美 議員

8番 楮山四夫議員

9番 西別府 治 議員

10番 濵田 尚議員

11番 東 育代議員

12番 竹之内 勉 議員

13番 寺師和男議員

14番 下迫田 良 信 議員

15番 原口政敏議員

16番 宇都耕平議員

17番 福田清宏議員

〇議長(中里純人君) 投票漏れはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖〕

〇議長(中里純人君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に濵田 尚議員、東 育代議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

「開票・点検〕

○議長(中里純人君) 投票の結果を報告します。 投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。 そのうち替成 17票

反対 0票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第44 議員定数等調査特別委員会の設置について

○議長(中里純人君) 次に、日程第44、議員定数 等調査特別委員会の設置についてを議題とします。 お諮りします。

本市の議員定数等はいかにあるべきかを調査する

ため、10人の委員をもって構成する議員定数等調査 特別委員会を設置し、閉会中の継続調査に付するこ とにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、10人の委員で構成する議員定数等調 査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査に付する ことに決定しました。

ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会は、会議規則第44条第1項の規定により、期限を 平成28年12月31日までとしたいと思います。これに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、期限を平成28年12 月31日までとすることに決定しました。

ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中和矢議員、平石耕二議員、中村敏彦議員、大六野一美議員、楮山四夫議員、濵田 尚議員、東 育代議員、寺師和男議員、下迫田良信議員、宇都耕平議員、以上10人を指名します。

ここで、正副委員長互選のため、次の休憩中に議 員定数等調査特別委員会を招集します。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時44分

○議長(中里純人君) 休憩前に続き、会議を開きます。

まず、議員定数等調査特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告します。

委員長に下迫田良信議員が、副委員長に大六野一 美議員が選出されました。

△日程第45 閉会中の継続審査について

○議長(中里純人君) 次に、日程第45、閉会中の 継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続 審査の申し出があります。 お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すること に御異議ありませか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査 に付することに決定しました。

△日程第46 閉会中の継続調査について

○議長(中里純人君) 次に、日程第46、閉会中の 継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続 調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すること に御異議ありませか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中里純人君) 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査 に付することに決定しました。

△日程第47 議員派遣について

○議長(中里純人君) 次に、日程第47、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中里純人君) 異議なしと認めます。 したがって、議員派遣することに決定しました。 以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長(中里純人君) この際、市長から発言の申 し出がありますので、これを許可します。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長(田畑誠一君) 提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

平成28年度のいちき串木野市政の方向とその内容

を確定していただいたところであります。執行に当 たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して、 誠実に対処してまいる所存であります。皆様方の御 指導をよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とい たします。

△閉 会

○議長(中里純人君) これで、平成28年第1回い ちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時47分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規 則第111条の規定により申し出ます。

記

1、件 名 陳情第1号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求める よう要請する意見書の採択を求める陳情

> 陳情第2号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を 求める陳情

2、理 由 さらに十分審査のため

平成28年3月28日

総務委員会 委員長 濵 田 尚

いちき串木野市議会

議長中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規 則第111条の規定により申し出ます。

記

事

- 件 1. 人口減少対策について
 - 2. 企業誘致について
 - 3. エネルギー問題と防災対策(原発を含む)について
 - 4. 行財政改革について

平成28年3月28日

総務委員会

委員長 濵 田 尚

いちき串木野市議会

議長中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規 則第111条の規定により申し出ます。

記

事

- 件 1. 環境問題について
 - 2. 教育問題について
 - 3. 健康問題について
 - 4. 福祉問題について
 - 5. 医療費抑制について

平成28年3月28日

教育民生委員会 委員長 東 育代

いちき串木野市議会

議長中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規 則第111条の規定により申し出ます。

記

事

- 件 1. 農林水産業の振興策について
 - 2. 商工・観光・交通運輸について
 - 3. 公共事業(社会資本整備) について

平成28年3月28日

産業建設委員会 委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長中里純人様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内(いちき串木野市役所串木野庁舎)
- (3) 派遣期間 平成28年4月25日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 市民と語る会

- (1)派遣目的 議会活動状況を市民に直接報告し、議会に対する理解を深めてもらうとともに、市民 からの意見、提言等を聴取し、議会運営に反映させる。
- (2) 派遣場所 市内一円 (各地区交流センター等16か所)
- (3) 派遣期間 平成28年5月16日~21日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員